令和７年度１２月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和７年１２月２２日（月）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１２名（欠席１名）

１　三上　孝行	２　沖田　　浩	３　荒木　晃夫	４　服部　耕二
５　種　　克也	６　服部　信彦	７　椿　　徹	８　片岡　里美
９　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	
13　高木　敏彦			

出席推進委員　１２名（欠席４名）

１　山根　悦文	２　服部　鉄也	３　高橋　道明	４　日高　英二
	６　田中　昭文	７　川本　雅雄	８　東　　廣司
９　冨永　有作	10　三上　好文		12　三田　　誠
	14　藤田　兼一		16　和田　清文

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

事務局	令和7年度第9回12月の邑南町農業委員会の総会の方を始めていきたいと思います。12月に入っても、なかなか寒くならなくて暖かい日が続いとって。農業のしまをするには、なかなかええ雰囲気ではあるような気がしますが、まあ寒くなるのは当たり前なんで、寒くなっていかないといけないのかなあと思っております。過ごしやすいのが、何事にもなくていいかもしれません。今月の役場の方へ農業委員会の応募の方は1月の16日まで応募がありますので、委員さん、それから推進委員さんの方。続けられる方は、出していただいたり。それと、その他の方に書いてありますけど、この間11日に県の農業会議の方から農業者年金の会議がありまして、推進の方お願いしますという事がありましたので、また説明があると思いますが、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の欠席者が大石委員さんから欠席届が出とります。本日の議事録署名者の指名ですけど。6番、服部信彦委員さんと7番の椿委員さんでお願いします。それでは、4番の議題の方に入っていきたいと思います。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。今月は3件上程されております。事務局の方で、読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。始めに、申請番号073-34。農地の所在地が下口羽××-×。登記地目が田。面積が294㎡。同じく、下口羽××-×。登記地目が田。面積が349㎡。同じく、下口羽××-×。登記地目が畑。面積が331㎡。3条の有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○さん。譲受人は●●●●さんです。 続きまして、申請番号073-35。農地の所在は下亀谷××-×。登記地目が田。面積が1566㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□さん。譲受人は■■■■さんです。 続きまして、申請番号073-36。農地の所在は井原××-×。登記地目が畑。面積が265㎡。3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△さん。譲受人は▲▲▲▲さんです。　以上、3件です。
議　長	はい。ありがとうございました。最初の件の案件が、私の案件ですので、代理の方と進行の方、交代して進めていきたいと思います。 ～交代中～
代　理	失礼します。最初の案件が、会長の担当ですので。会長と代わって私が進行を務めさせていただきます。会長、お願いします。
会　長	はい。それでは、あの申請番号073-34の件に関して、説明をしていきたいと思います。昨日に現地の確認と、譲受け人との面談を推進の高橋推進委員さんと一緒にしていきました。場所の方ですけど、下の地図を見てもらえば分かりやすいかもしれませんが。県道浜作線。左の方が、瑞穂側。右が出羽側へ向かう方です。役場の羽須美支所のほぼ裏手にの県道沿いになる所にあります。譲受け人の●●さんですけど、地元の方で地域の食材を使ったりして、地域の産業をやるような感じで。現地、家の方で○○さんの家の方ですけど。そこで、お店を出した

	りとか、やっとられる方です。農地の現状ですけど、斜線の引いてある細長いとこが畑なんですけど、当時はもう木が生えて。整理して現在、協同で野菜の方作ったりして畑として活用されとります。後の方の、田んぼも、地元で使う。その店で使うような。小料理もやってるんですけど、そこで水田に水を張って工事の事業を行ったりしておられます。まあ、池として使っておられますけど、畦畔も残っとりますし、土もありますので。次、農地への復旧もできると思います。チェックシートに照らし合わせてみても、大丈夫なようなのでよろしくお願い致します。
代　理	はい。ありがとうございました。高橋推進委員さん。付け加える事ありましたらよろしくお願い致します。
推３番	私も、問題がないと思いますので、よろしく審議の方お願い致します。
代　理	はい。ありがとうございました。では、審議に入りたいと思います。ご意見ご質問等がある方は、挙手の上発言をよろしくお願い致します。 ないでしょうか？ （意見質問なし）
代　理	はい。ないようですので、採決に入りたいと思います。賛同される方は、挙手をよろしくお願い致します。 （全員挙手）
代　理	はい。ありがとうございます。全員賛同されて、許可相当と認めます。では、会長とまた代わります。 ～交代中～
議　長	はい。続きまして、申請番号 073-35 の件に関して。服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願いします。
６　番	それでは、お願いいたします。073-35 について、ご説明をいたします。先週、19 日の日にですね。田中推進委員さんと 2 人ですね。現地へ行って確認をしてまいりました。渡し人と受け人の□□さん、■■さんとは面談をしておりません。＠＠司法書士さんがですね。間に入られておられまして、＠＠さんと連絡をとらさせていただきまして。状況を確認致しました。まず、場所なんですけども。ちょっとこれ、非常に目印も何もなくてですね。正直、田中推進委員さんと 2 人でかなり迷ってですね。なんとかたどり着く事が出来たんですけど。こちらの住宅地図のですね。右上の方に、淀原地区の葡萄のハウス団地っていいますか。新しくできた所は、ちょうど、この傾斜地の上の方に広がっております。まあ、その先に瑞穂中学校があるっていうような場所でございます。ですから、それより団地。下がった所に、今回の辺があるようなイメージです。左の上をずっと行くと、今回出来た、＊＊＊の道の駅の方の方角になってます。ちょっと、他に目印がないんで、それ以上のちょっと説明が出来ないんですけど。今回、あの司法書士さんから、お伺いした話を色々聞きますと。こちらの右の地図にあります、今回の周りの隣にですね。××-×っていうのは、今回の物件で。その隣に、××-×と

	××-×って。横並びで、ちょっと長いのが2枚あると思うんですけど。ここの、実は、今回の受人の■■さんが耕作をされてらっしゃいまして。まあ、今回、今までもそうなんですけど。ここは、あんまり水がよく来ないところでございまして。水のことですとか。まあ、あと境の土手の事もあって。以前から、■■さんとしては、まあ色んな辺を間を、ついでながら一緒に耕作したいというような思いが、ずっとあったそうでございまして。□□さんの方もですね、あまりずっと続ける気もなかったという。両者の思惑がですね。欲しいのと、売りたいっていうのがあって、今回の譲渡ということになったそうでございます。現状、物件含めて当面はですね。ちゃんと、耕作されており。今後、■■さんの方もですね。耕作を続けるということでございますんで、なんの問題もないかなと思っております。以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん、付け加えたり・・・。 特にありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、審議の方に入ります。先ほど説明していただきました。073-35の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。 ありませんか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号073-35の件に関して許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号073-36の件に関しまして。宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願いいたします。
１０番	はい。それでは、073-36番の現地確認の報告をさせていただきます。まず、12月の20日ですね？一昨日ですか？土曜日に、藤田推進さん。あの、譲受人の▲▲▲▲さんと、そのお父さんにあたります、￥￥さんと4人で現地確認を致しました。地図の方を見てもらえば、3ページで。場所なんですが。国道から、ガソリンスタンドの所を、旧国道の方へ入っていただいて。行けば、＆＆＆という寺があります。その下の、一番近い。一番、その寺の下の家で。ここに地図にありますように、％％％％さんという大きな家があります。それで、ここの譲渡人の△△さんは広島におられるんですが、両親も亡くなって。こっちの方に住む気もないという事で。家屋敷と田んぼ、畑を全部譲ったいう話でこの話が出てきたそうで。この▲▲さんというのは、この集落。これ上町という集落ですが。ここの集落に、同じ集落におられて、まあ親交があるんで、この▲▲さんに譲りたいということで、話を進められました。この▲▲さんいうのは、％％さんの息子さんで。今、JA。瑞穂支所の方に。瑞穂の方のJAへ、現在勤められております。お父さんの％％さんは、昔、大工さんをやられてリタイヤして。今は、野菜を沢山作られて※※※に、非常に多くな色んな四季の野菜を作って出荷されとります。やっぱり、畑もちょっと欲し気なところもありまして、家と一緒に畑も購入され

	ました。それでもう、実際に現地確認に行ったら、もう前から畑は、随分前から部屋も畑は借りて、まげな玉葱を植えて、植えられて耕作を十分されておりました。まあ、あの周りの環境も××何だ問題はないと思われますので、許可の方をよろしくお願い、協議してもらうようにお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。藤田推進委員さん。何か付け加えたり・・。
推14番	別にありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。では、先ほど、説明していただきました073－36の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号073-36の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、今月は1件上程されています。事務局の方で読み上げをお願い致します。
事務局	はい。それでは、申請番号074-11。農地の所在は、矢上××-×。登記地目が畑。面積が829㎡。申請人は◇◇◇◇さんです。転用目的ですが、植林です。所要面積は、土地造成が829㎡。植林が683㎡です。転用の理由は、転用の理由は申請地にヒノキを植林するです。この土地ですが、第2種農地です。農用地区域外です。農地法第4条第6項ただし書きにより許可できるものと判断しております。また、追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上、1件です。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、審議の方に入りますが。申請番号074-11の件に関して。植田委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願いします。
9　番	はい。失礼します。074-11の農地法第4条農地転用での、申請についてご説明をさせていただきます。6ページの左側の地図をご覧ください。この場所は、申請地は。矢上柚木谷班で、道路上、柚木谷北線との道路ということになっておりまして。右斜め上が、町の火葬場がある位置関係で。それをずっと、斜め下に下って行くと、日和トンネルの下をくぐって浜田作木線にあたるような位置関係となります。まあ、顛末書が添付してあるという事で、昭和50年頃に申請人の父の方が、農地の管理が難しくなったというような事から、植林をされたそうでございます。まあ、その植林をするにあたって転用許可の申請が必要なんですけども。何にもせずに、そのまま植えてしまったという事を聞いております。今、現在、直径で25㎝～40㎝くらいのヒノキが成長してる段階でございます。まあ、本人さん。申請人の本人さん。ちょっと年齢的に、今後の事を考慮されたというような事を聞いておりますけども。それによって、申請そのままではいけないという事で、申請となりました。今更、あの農地に戻す事。現状に戻すいう事もできませんので、今、申請したまんまよろしくお願いしたいと思います。なお、申請人が居住が広島ということと。代理人はつけておられますが、松江市在住とい

	うことで、面談が直接はできませんでしたので。電話にて聞き取りをしたような次第です。現地については、12 月の 17 日に、小泉推進とその場所を確認を致しました。まあ、その流れとしてこの本件の申請地から、火葬場の間はず一っとヒノキの植林がずっとされておるような関係もありまして、このまま戻さずに一つ申請どおり審議をお願いしたいと思います。一つ、審議の方よろしくお願いを致します。
議　長	はい。ありがとうございました。小泉推進さん。本日は欠席です。欠席届の方が出てました。すみません。それでは、先ほど説明していただきました。074-11 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いいたします。 ありませんでしょうか？ （意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 074-11 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、報告第 1 号ですけど。農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について。これは、読み上げはいたしませんので。目を通していいただきまして、質問等ございましたら、挙手をして質問の方をお願い致します。 ～ご覧中～
議　長	質問等がないようでしたら、報告ですので、これで終わらせてもらいまして。 議題の方は、以上で終わらしていただきまして。 （その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、1 月 21 日（水）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印